

令和元年度

建設コンサルタント等業務の

総合評価実施方針等について

令和元年7月

国土交通省 関東地方整備局

港湾空港部

平成31年4月1日以降に公告する建設コンサルタント等業務より適用するものです。

◆本運用方針に基づき個別の建設コンサルタント等業務に適用される評価項目等は、各建設コンサルタント等業務の入札説明書を参照してください。

◆本方針の内容は予告なく変更する場合がありますので、ご承知おき願います。

# < 目 次 >

- I. 令和元年度の入札・契約手続きの基本方針
- II. 低入札価格調査基準の見直し
- III. その他

# I. 令和元年度の入札・契約手続きの基本方針

令和元年度直轄事業の実施に当たっては、引き続き、「**担い手の育成・確保**」「**働き方改革**」「**生産性の向上**」の3本柱を中心に、これまでの取組と合わせて推進。

## 担い手育成・確保

- 若手技術者の登用促進 . . . 【継続】
- 民間資格の登録状況 . . . 【継続】
- 予定管理技術者の業務成績評価区分 . . . 【見直し】

## 働き方改革

- 工事及び業務における書類の削減

## 生産性の向上

- i-Constructionの「深化」
- ICTの導入
- 工事及び業務の平準化

### 【若手技術者登用型（業務）】

#### ■目的

業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組み。

#### ■実施概要

技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とする。

#### ■評価対象となる若手等配置

若手技術者育成のため技術指導者を配置した際に評価する。

#### 若手管理技術者＋技術指導者

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者の実績で評価する。

#### ■対象案件

原則、全発注業務案件

### 【総合評価における予定管理技術者の評価】

予定管理技術者の成績評定は、管理技術者と担当技術者で従事した実績を評価対象としていたが、担当技術者の成績評定は管理技術者の成績点より低い傾向にあることから、平成30年度から、原則、管理技術者の成績評定のみで評価を実施。

なお、予定管理技術者が、管理技術者としての実績がない場合には、担当技術者の実績で評価する。

## 【若手技術者を配置する際の競争参加要件、総合評価】

参加要件／評価	各項目	若手管理技術者 ＋技術指導者		若手管理 技術者のみ
		若手管理技術者	技術指導者 (非専任)	
競争参加要件	資格	○	○	○
	同種業務の実績による 競争参加の確認		○	○
総合評価	同種業務の実績による評価		○	○
	業務成績評定点による評価		○	○
	表彰		○	○

- 注1) 技術指導者を配置する場合は、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。  
 ①配置予定技術者に求める資格を有すること。  
 ②定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。(1回／週程度)  
 ③発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
- 注2) 技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。
- 注3) 技術指導者は、若手技術者より若くても要件を満足すれば配置できる。

# I-2. 民間資格の登録状況

< 継続 >

国及び地方公共団体の業務発注時の総合評価落札方式において加点評価するなど、積極的に活用していくため、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入

## 港湾分野における民間資格の登録結果

○申請資格を審査し、下表の資格が大臣認定資格として登録されている。

計画・調査・設計業務		点検・診断等	
【港湾】 (業務区分:計画・調査、調査、設計)	【海岸】 (業務区分:計画・調査・設計、調査)	【港湾】 (業務区分:点検・診断、計画策定、設計 (維持管理))	【海岸】 (業務区分:点検・診断)
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海洋・港湾構造物設計士 &lt;登録業務区分1件&gt;</li> <li>■ RCCM(港湾及び空港) &lt;登録業務区分2件&gt;</li> <li>■ 1級水路技術(沿岸・港湾) &lt;登録業務区分2件&gt;</li> <li>■ 港湾海洋調査士(深淺測量、危険物探査、気象・海象調査、土質・地質調査、環境調査) &lt;登録業務区分6件&gt;</li> <li>■ 港湾潜水技士(1級、2級、3級)&lt;登録業務区分3件&gt;</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>登録件数 : 14件</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海洋・港湾構造物設計士 &lt;登録業務区分1件&gt;</li> <li>■ 上級土木技術者(流域・都市:コースA)&lt;登録業務区分2件&gt;</li> <li>■ 上級土木技術者(海岸・海洋:コースB)&lt;登録業務区分2件&gt;</li> <li>■ RCCM(河川海岸等) &lt;登録業務区分2件&gt;</li> <li>■ 港湾海洋調査士(深淺測量、危険物探査、気象・海象調査、土質・地質調査、環境調査) &lt;登録業務区分5件&gt;</li> <li>■ 1級土木技術者(流域・都市:コースA)&lt;登録業務区分2件&gt;</li> <li>■ 1級土木技術者(海岸・海洋:コースB)&lt;登録業務区分2件&gt;</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>登録件数 : 16件</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海洋・港湾構造物維持管理士 &lt;登録業務区分3件&gt;</li> <li>■ 海洋・港湾構造物設計士 &lt;登録業務区分1件&gt;</li> <li>■ RCCM(港湾及び空港) &lt;登録業務区分3件&gt;</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>登録件数 : 7件</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海洋・港湾構造物維持管理士 &lt;登録業務区分1件&gt;</li> <li>■ 上級土木技術者(流域・都市:コースB)&lt;登録業務区分1件&gt;</li> <li>■ 上級土木技術者(海岸・海洋:コースA)&lt;登録業務区分1件&gt;</li> <li>■ RCCM(海岸等) &lt;登録業務区分1件&gt;</li> <li>■ 1級土木技術者(流域・都市:コースA)&lt;登録業務区分1件&gt;</li> <li>■ 1級土木技術者(海岸・海洋:コースB)&lt;登録業務区分1件&gt;</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>登録件数 : 6件</b></p>

## 登録資格の活用等

○登録資格については、直轄発注業務等で活用中。

# I-3. 予定管理技術者の業務成績評価区分 <見直し>

## ■目的

「業務成績点に対する評価点」のインセンティブとメリハリを考慮しつつ、実施方針及び技術提案の評価と合わせてより総合的に技術力の優秀な者を特定出来る配点区分に見直す。

予定管理技術者 業務成績(点) ／配点ピッチ別		配点					
		20点満点の場合		25点満点の場合		30点満点の場合	
平成30年度まで (2018年度まで)	平成31年度以降 (2019年度以降)	平成30年度まで (2018年度まで)	平成31年度以降 (2019年度以降)	平成30年度まで (2018年度まで)	平成31年度以降 (2019年度以降)	平成30年度まで (2018年度まで)	平成31年度以降 (2019年度以降)
平均点が78点以上	平均点が80点以上	20	20	25	25	30	30
	平均点が79点		18		22.5		27
	平均点が78点		16		20		24
平均点が77点	平均点が77点	16	14	20	17.5	24	21
平均点が76点	平均点が76点	12	12	15	15	18	18
平均点が75点	平均点が75点	8	10	10	12.5	12	15
平均点が74点	平均点が74点	4	8	5	10	6	12
平均点が60点以上74点未満又は100万円以上の地方整備局(港湾空港関係)発注の業務成績なし	平均点が73点	加点しない	6	加点しない	7.5	加点しない	9
	平均点が72点		4		5		6
	平均点が71点		2		2.5		3
	平均点が60点以上71点未満又は100万円以上の地方整備局(港湾空港関係)発注の業務成績なし		加点しない		加点しない		加点しない
平均点が60点未満	平均点が60点未満	選定しない					

## Ⅱ. 低入札価格調査基準の見直し

国土交通省が発注する工事及び調査・設計等の業務における  
低入札価格調査基準の範囲を10年ぶりに改訂。

- 近年の施工実態等を踏まえたうえで、会計法令に基づく財務大臣との協議を経て4月1日以降の入札公告を行う案件から、低入札価格調査基準を引き上げ。

### 【改訂項目】

#### 1. 工事の低入札価格調査基準

##### <工事>

- 低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から**0.75~0.92**へ改訂

#### 2. 業務の低入札価格調査基準

##### <測量>

- 低入札価格調査基準の範囲を0.60~0.80から**0.60~0.82**へ改訂

##### <地質>

- 低入札価格調査基準の算定に使用する諸経費の参入率を0.45から**0.48**へ改訂

## Ⅱ－１． 低入札価格調査基準の改訂（業務）

平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ

平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

低入札価格調査は予定価格が1,000万円を超える案件について調査基準価格未満の応札があった場合に実施

上記に併せて、履行確実性評価及び第三者照査は予定価格が100万円を超える案件について試行運用を継続

### 【現行】

測  
量

#### 【範囲】

予定価格の6.0/10～8.0/10

#### 【計算式】

- ・ 直接測量費 × 1.00
- ・ 測量調査費 × 1.00
- ・ 諸経費 × 0.48

### 【H31.4.1～】

#### 【範囲】

予定価格の6.0/10～8.2/10

#### 【計算式】

- ・ 直接測量費 × 1.00
- ・ 測量調査費 × 1.00
- ・ 諸経費 × 0.48

## Ⅱ－1．低入札価格調査基準の改訂（業務）

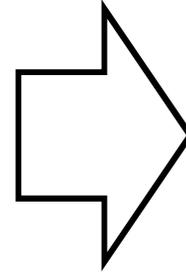
### 地質

#### 【範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

#### 【計算式】

- ・ 直接調査費 × 1.00
- ・ 間接調査費 × 0.90
- ・ 解析等調査業務費 × 0.80
- ・ 諸経費 × 0.45



#### 【範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

#### 【計算式】

- ・ 直接調査費 × 1.00
- ・ 間接調査費 × 0.90
- ・ 解析等調査業務費 × 0.80
- ・ **諸経費 × 0.48**

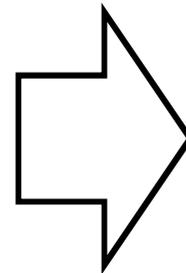
### 土木コンサル

#### 【範囲】

予定価格の6.0/10～8.0/10

#### 【計算式】

- ・ 直接人件費 × 1.00
- ・ 直接経費 × 1.00
- ・ その他原価 × 0.90
- ・ 一般管理費等 × 0.48

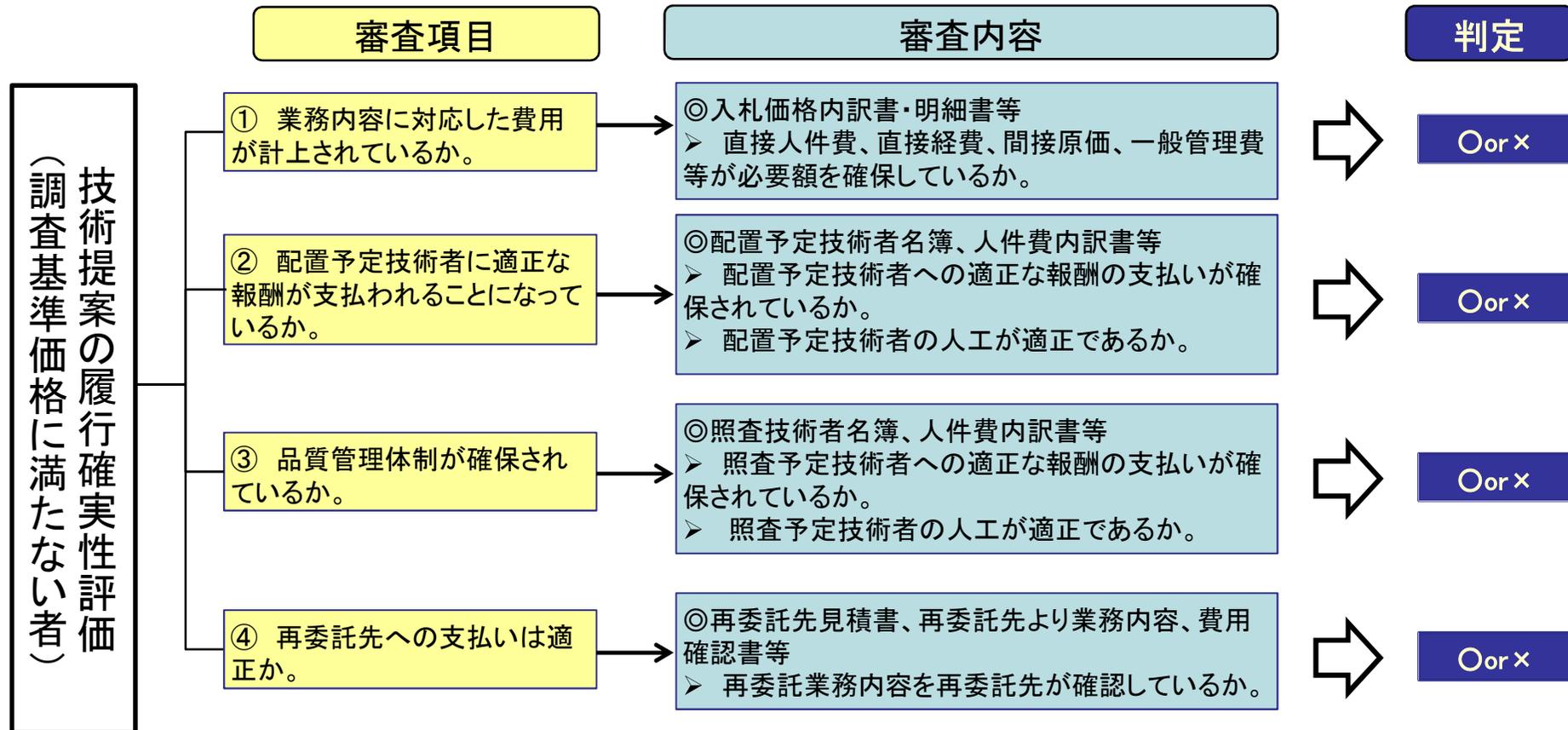


変更なし

## Ⅱ－２． 履行確実性評価の総合評価落札方式の試行（継続）

### 1. 審査項目と内容

以下の4項目について、「履行確実性」の審査を行う。



### 2. 評価方法

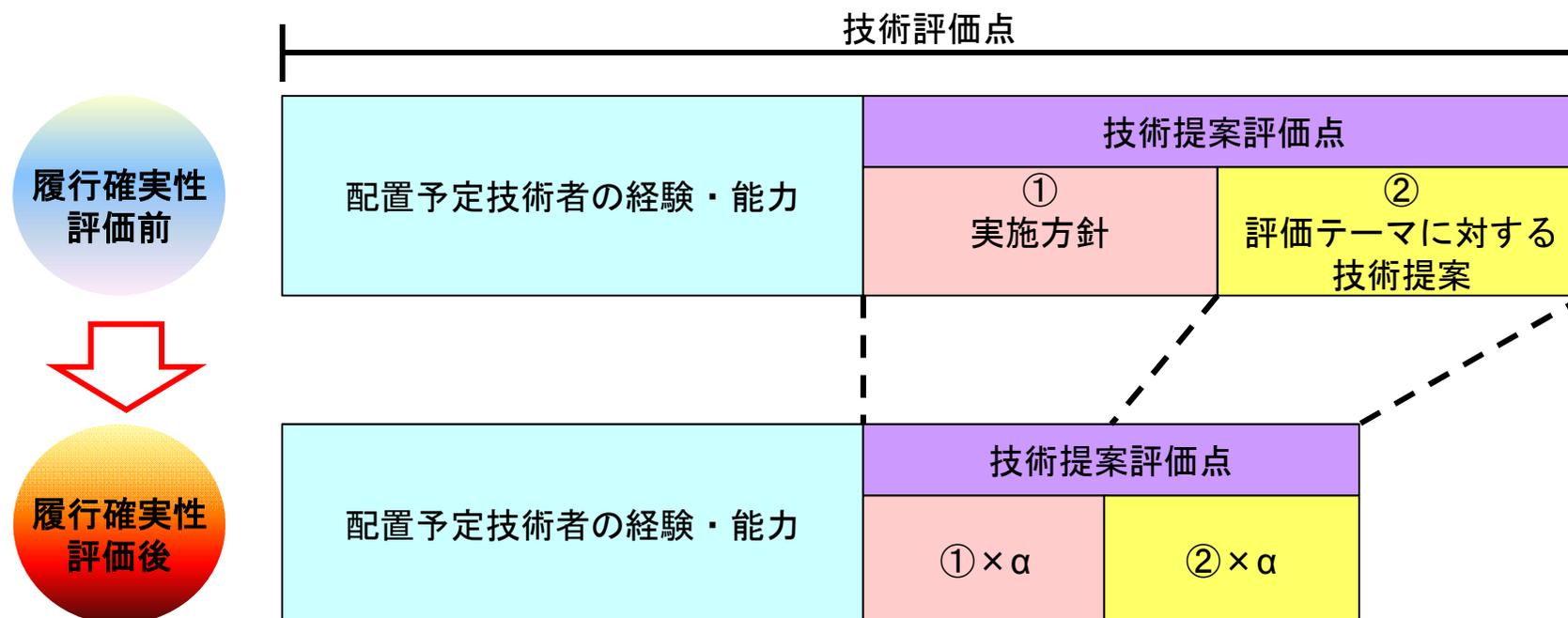
審査結果を基に、履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性度」を付与する。

「O」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

## Ⅱ－２．履行確実性評価の総合評価落札方式の試行（継続）

### 3. 技術評価点の算出イメージ

「技術評価点」＝（配置予定技術者の経験・能力）＋（履行確実性評価前の技術提案評価点）×  $\alpha$ （履行確実性度）



補足) 「配置予定技術者の経験・能力」……配置予定管理技術者の資格・業務実績・成績等  
「技術提案評価点」……(当該業務に対する)実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられた評価点

### 4. 技術提案書の不履行に対する対応

○技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。

## Ⅲ. 優良業務表彰、優良技術者表彰に関する評価方法（継続）

### 【周知事項】

#### ①優良業務表彰、優良技術者表彰に関する評価方法

当局において確認ができるため、参加表明書に表彰状の写しの添付がなくても加点評価する。  
ただし、入札参加者が申請した配置予定管理技術者が担当技術者として従事していた業務が、優良業務表彰等を受賞している場合の評価方法については②によるものとする。

②配置予定管理技術者が担当技術者として従事していた業務案件が優良業務表彰等を受賞している場合の評価方法優良技術者表彰等については、入札説明書に記載のあるとおり、担当技術者として、該当の業務に従事したことがわかる書類（TECRISの写しなど）を添付すること。

こちらについては参加表明書に上記の添付がない場合は加点しない。

### 【入札説明書記載内容（現在）】

#### (3) 契約書等の写し

同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。  
ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。（登録されている内容で同種又は類似業務の判断が確認できない場合は、契約書等の写しの提出を求めることがある。）

優良業務表彰案件に担当技術者として従事した者の実績については、当該業務に従事したことが確認できる資料を提出すること。資料の提出がない場合、表彰等の実績があっても加点を行わないこととする

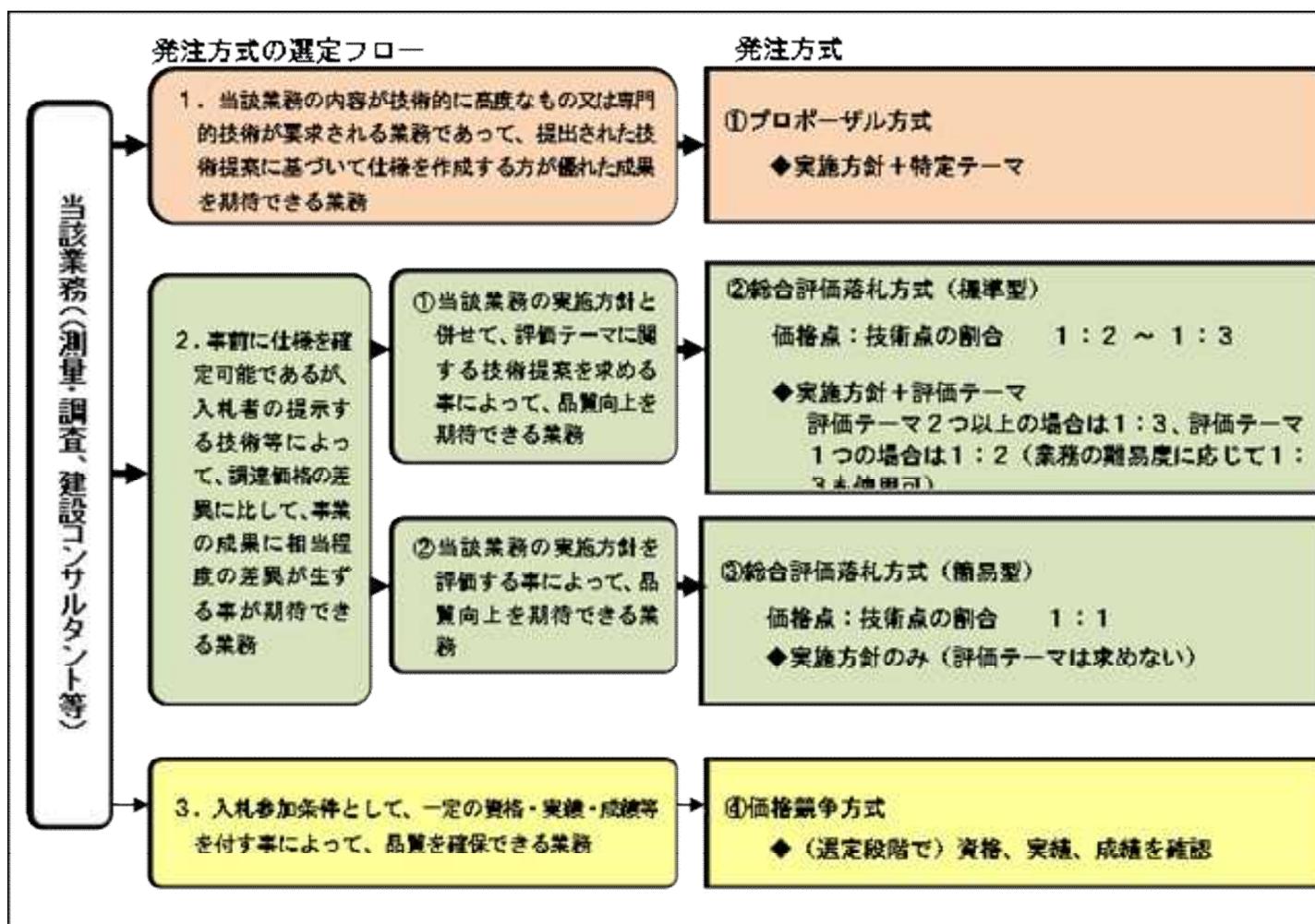
### Ⅲ. コリンズ・テクリスによる実績等の確認について

- 電子入札システム申請時における実績等の証明資料の簡素化を図るため、技術審査時において提出様式に記載いただく「コリンズ・テクリス番号」等により実績内容等の確認を行うとしたところ。
- コリンズ・テクリスの登録時において、特に、工事データ・業務データ等の情報に抜けがあると実績等の確認ができないため、完成後の登録においては、実績等の適切な入力がないか確認をお願いいたします。

- 業務実績情報システム「テクリス」に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
  - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
  - ②現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

# Ⅲ. 参考 契約方式選定の考え方

プロポーザル方式	総合評価落札方式 (標準型)	総合評価落札方式 (簡易型)	価格競争入札方式
業務内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務	業務の実施方針及び評価テーマに関する技術提案を求め、一定の品質を確保し、より優れた成果を期待する業務	業務の実施方針を確認することで、一定の品質を確保し、より優れた成果を期待する業務	一定の資格・実績・成績等を有することを入札参加条件として、一定以上の品質の成果を期待できる業務



### Ⅲ. 参考 入札・契約手続きの区分

